

令和5年度 住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯給付金(子ども加算)申請書(請求書)
(住民税均等割のみ課税世帯・住民税非課税世帯で申請を必要とする世帯用)

給付市区町村【基準日(令和5年12月1日)
時点で住民登録がある市区町村】

丹波市長 宛

丹波市
受付印

裏面の【誓約・同意事項】の全ての内容に誓約・同意しますので申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

申請日 令和6年 月 日

(フリガナ) 氏名	生年月日	令和5年12月1日時点の住所
	明治・大正・昭和 平成・令和 年 月 日	〒 丹波市 電話 ()
現住所(令和5年12月1日時点の住所と異なる場合はご記入ください)		
〒		

2. 対象児童(給付要件確認書に記載のない対象児童についてのみ記入してください。)

対象となる児童の範囲は以下のとおりです。

- 令和5年12月1日時点で上記「1. 申請・請求者(世帯主)」と同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)
- 令和6年3月1日以降に出生届を提出された新生児
- 単身で寮に入っている児童など別世帯であるが扶養している児童(当該児童の属する世帯の世帯主への支給を原則とします)

	(フリガナ) 氏名	申請者・請求者との 続柄	個人番号(マイナンバー)		同居 別居の別	住所(申請者と住所が異なる場合のみ記載) ※記載した場合は、対象児童の世帯全員の住民票を提出してください。
			生年月日			
1			平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
2			平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
3			平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
4			平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
5			平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

3. 受取口座

- 令和5年度非課税世帯給付金(7万円)、令和5年度住民税非課税世帯等給付金(10万円)の給付対象世帯の場合、令和5年度住民税非課税世帯等給付金(子ども加算)は、同じ口座に振り込みますので、以下の口座の記入は不要です。
- 既に給付金が振り込まれた口座が解約・凍結などにより使えない場合や、住民税非課税世帯等給付金(子ども加算)のみを請求する場合は、下欄に記載の上、受取金融機関口座確認書類のコピーを添付してください。

長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関名	店名	分類	口座番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カタカナ) ※通帳の表記に合わせてください
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		カタカナ
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は※欄にご記入ください	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カタカナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 ※	0	カタカナ

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、丹波市 社会福祉課 住民税均等割のみ課税世帯給付金・住民税非課税世帯等給付金(子ども加算)担当(TEL0795-86-7031)までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】

- ① 住民税非課税世帯等給付金(こども加算)の給付要件(※)に該当します。
※給付対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
ア 世帯の全員が、令和5年度の住民税が「非課税の世帯」、「均等割のみ課税の世帯」又は「均等割のみ課税者と非課税者のみで構成される世帯」である。
イ 世帯の全員が、別世帯の住民税課税者に扶養されていない世帯か、一部の世帯員のみが扶養されている世帯である。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者がいない世帯である。
- ② 世帯の中に、所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に令和5年度住民税非課税世帯等給付金(こども加算)の給付を受けた世帯ではありません。
- ④ 住民税非課税世帯等給付金(こども加算)の給付要件の該当性等を審査等するため、丹波市が世帯員全員の必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求める(提供する)ことに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。
- ⑥ この申請書は、丹波市において給付決定をした後は、住民税非課税世帯等給付金(こども加算)の請求書として取り扱うことに同意します。
- ⑦ 丹波市が給付決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年9月30日までに、丹波市が申請・請求者に連絡又は確認できない場合に、住民税非課税世帯等給付金(こども加算)が給付されないことに同意します。
- ⑧ 住民税非課税世帯等給付金(こども加算)の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、住民税非課税世帯等給付金(こども加算)給付要件に該当しないことが判明した場合には、住民税非課税世帯等給付金(こども加算)の全額を返還します。

提出書類

※提出する書類について、チェック欄(□)にチェック✓を入れてください。(①～③は必ず④～⑥は必要に応じて)

- ① 『令和5年度住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯給付金(こども加算)申請書(請求書)』(本書)
- ② 『申請・請求者本人確認書類のコピー』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等のコピーいずれか1点を添付してください。
- ③ 『受取口座を確認できる書類のコピー』
※ 通帳やキャッシュカードのコピーなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分のコピーを添付してください。
- ④ 申請者の住所と対象児童の住所が異なる場合は、『別居監護申立書』、対象児童の世帯全員の『住民票』と『戸籍謄本』
※ 他市に住んでいる児童の世帯状況と親子関係の確認のため必要です。ただし、対象児童の住所が丹波市の場合、住民票は省略できます。
- ⑤ 令和5年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書のコピー
※ 令和5年1月2日以降に丹波市に転入された世帯全員分

◎世帯主に代わって代理人が申請(受給)を行う場合のみ必要なもの

- ⑥ 『委任状』と『代理人確認書類のコピー』
※ 市が指定する委任状を提出してください。
 - 委任状には、代理人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、パスポート等)のコピーいずれか1点を添付してください。
 - 代理人の口座に振込する場合は、受取口座の「金融機関名」「口座番号」「口座名義人」が確認できる書類(通帳やキャッシュカード等)のコピーを添付してください。
 - 法定代理人の方が申請する場合は、世帯主との関係性がわかる書類のコピーを添付してください。